

# 臨海部国際戦略本部プロポーザル方式（業務委託）実施要綱

30川臨臨第110号

平成30年4月1日

（趣旨）

第1条 臨海部国際戦略本部の発注する業務委託について、プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務取扱いについては、川崎市契約規則及び川崎市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、業務委託の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす当該業務に係る受注を希望する者（以下「提案者」という。）を公募又は選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法をいう。

2 この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

（対象及び実施方法等）

第3条 業務委託しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託者の特定を行うことができる。

（1）高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務

(2) 本市において発注仕様を定めることが困難であり、標準的な業務の実施  
手続が定められていない業務

(3) その他プロポーザル方式に基づき執行することが適当であると認められ  
る業務

2 プロポーザル方式を実施する場合は、原則として、公募型プロポーザル方  
式で実施するものとし、事業の性質や目的から公募型プロポーザル方式が適  
さない場合や、提案者が限定され広く一般に提案を求める必要がないと認め  
られる場合には、指名型プロポーザル方式で実施することができる。

(事前協議)

第4条 業務委託を発注しようとする事業を所管する課長等（以下「所管課長  
等」という。）は、プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとする  
ときは、あらかじめ当該委託が前条第1項の規定に該当するか否か及び前条第  
2項の規定に基づく実施方法について、臨海部国際戦略本部委託契約等指名  
選定委員会（以下、「指名選定委員会」という。）において審議を受けなけ  
ればならない。

2 指名選定委員会は、プロポーザル方式により受託者の特定を行うこととし  
た業務委託について、次の各号に掲げる事項を審議しなければならない。

(1) 評価委員の選定

(2) 実施要領の作成

(3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有  
無その他採点が同点の場合の取扱等受託者の特定に必要な事項の設定

(4) 公募型プロポーザル方式の場合における提案資格の決定

(5) 指名型プロポーザル方式の場合における提案書の提出を要請する者（以  
下「要請者」という。）の選定

(6) その他必要と認める事項

3 所管課長等は、指名型プロポーザル方式を行おうとするときは、要請者を指名選定委員会において付議し承認を得なければならない。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 所管課長等は、前条の規定に基づきプロポーザル方式による受託者の特定を行うことの承認を受けた場合、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

2 評価委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員長及び4名以上の委員をもって構成し、委員長は業務委託を発注しようとする事業を所管する部長（部に相当する組織の長及び担当部長を含む。）をもって充てる。

(2) 委員は、業務委託を発注しようとする事業を所管する課等（以下「所管課等」という。）の課長級以上の者及び公平性・透明性を確保するため、1名以上の所管課等以外の者をもって充てる。

(3) 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

3 評価委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 評価委員会は、提案の採否の審査及び評価を行うものとする。

5 評価委員会の事務局は、所管課等に設置するものとする。

(提案資格)

第6条 プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、発注する業務委託ごとに次の各号に掲げる事項を当該業務委託に係る提案資格として定めるものとする。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該業務委託  
に対応するとして定めた業種・種目に登録されている者。

(4) その他実績等必要と認める事項

(実施の公表)

第7条 所管課長等は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、  
当該契約ごとに、次の各号に掲げる事項を本市ホームページ、公告その他の  
方法により公表するものとする。

(1) 業務委託名、業務委託内容及び履行期限

(2) 提案資格

(3) 提案内容の評価基準

(4) 担当部課

(5) 参加意向申出書の提出期限、場所及び方法

(6) 提案資格確認結果通知書の交付期間、場所及び方法

(7) 提案書の提出期限、場所及び方法

(8) 要請手続において使用する言語及び通貨

(9) 契約書作成の要否

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

(11) 評価が同点となった場合の措置

(12) その他必要と認める事項

ア 業務規模概算額

イ 見積書提出の有無

ウ 提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無

エ その他

2 所管課長等は、前項の規定に基づき本市ホームページに公表するときには  
、プロポーザル情報公表依頼書（第1号様式）を公表日の前日までに財政局

資産管理部契約課に提出するものとする。

(参加表明手続)

第8条 公募型プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する期日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（第2号様式）及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第9条 所管課長等は、前条の規定により参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第6条に規定する提案資格を満たす者（以下「提案資格者」という。）であるかを確認するものとする。

2 前項の規定による確認において、第6条第1項第3号に定めた資格について、意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、提案資格を満たしているものとするができる。

3 所管課長等は、提案資格を満たさないことを確認した者については、当該契約の提案資格者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第10条 所管課長等は、意向申出者に対し、当該公表において指定する期日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 前項により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

(辞退)

第11条 当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案を辞退する場合は、辞退書（第4号様式）により届け出なければならない。

(指名の通知)

第12条 所管課長等は、第4条第3項の規定に基づき要請者を決定した場合は、速やかに当該要請者に対し、プロポーザル参加指名通知書（以下「参加指名通知書」という。）（第5号様式）により次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 業務委託名、業務委託内容及び履行期限

(2) 提案内容の評価基準

(3) 担当部課

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

(5) 要請手続において使用する言語及び通貨

(6) 契約書作成の要否

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

(8) 評価が同点となった場合の措置

(9) その他必要と認める事項

2 参加指名通知書を受けた要請者は、指定する日までに、参加意思確認書（第6号様式）を提出しなければならない。

(提案書の提出要請)

第13条 所管課長等は、第10条第1項の規定による通知をもって、提案資格を満たす者である旨確認した者又は要請者に対し、提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の提案書の提出要請は、第10条第1項の規定による通知又は第12

条の規定による通知をもって行うものとする。

- 3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、当該業務委託の性格上、第1項の規定により提案書の提出要請を受けた者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われぬ恐れがある場合には、一同に会さない形で、個別に説明を行うことができる。

(受託者の特定)

第14条 評価委員会において、第4条第2項第3号によりあらかじめ定めた評価方法により提案内容の審査及び評価を行い、当該業務委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定するものとする。

- 2 前項の提案内容の審査及び評価に当たっては、原則としてヒアリングを行うものとする。

(審査結果の報告)

第15条 所管課長等は、前条第1項の審査結果について、指名選定委員会において報告し、承認を得なければならない。

(審査結果の通知)

第16条 所管課長等は、前条の規定により承認され、受託者として特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に審査結果通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を行う場合は、特定者及び非特定者に対して、それぞれ特定された理由及び特定されなかった理由を付すものとする。
- 3 前項により非特定の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

(特定者との交渉)

第17条 所管課長等は、特定者に対して、当該業務委託に係る契約締結の交渉を行うものとし、予定技術者等の内容の変更は原則として認めないものと

する。

(提案資格の喪失について)

第18条 当該業務委託について第10条第1項又は第12条の規定による通知を受けた者が、通知後において次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第6条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき(第9条第2項の規定に基づき提案資格を満たしているものとした者が、受託候補者を特定する期日までに同項に定める条件を満たしていないときを含む。)

(2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、所管課長等は、当該提案者に対し、提案資格を喪失した旨及びその理由を提案資格喪失通知書(第8号様式)により通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第19条 提案者が多数あり、受託者の特定に著しく支障が生じると認められる場合は、評価委員会においてあらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、提案書の内容の審査及び評価を行うことができる。

(特定結果の公表)

第20条 プロポーザル方式による受託者の特定結果については、本市ホームページに公表するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に関し必要な事項は、臨海部国際戦略本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。